



販売業者に係る手続きについて

1 販売営業許可

火薬類の販売業を営もうとする方は、販売所ごとに、都道府県知事の許可が必要です。（※3の保安教育認可の手続きも行う必要があります。）

ただし、火薬類の製造業者が、その製造した火薬類をその製造所で販売する場合は、火薬類販売営業の許可は不要です。

以下の書類が必要です。

（提出部数：3部）

- (1) 販売営業許可申請書
- (2) 登記簿謄本
- (3) 住民票（本籍地が記載されており、マイナンバーが記載されていないもの）（法人の場合は、役員全員分、3ヶ月以内に交付等されたもの）
- (4) 医師の診断書
- (5) 定款の写し
- (6) 販売事業計画書
- (7) 保安教育計画予定書
- (8) 店舗の位置図
- (9) 付近見取図
- (10) 店舗内配置図
- (11) 火薬類貯蔵場所明細書
- (12) （火薬庫を占有しない場合）共同使用契約書又は占有免除許可指令書の写し

2 販売営業許可申請書記載事項変更報告書

許可申請書の記載事項、事業計画書、定款に変更があった場合は報告が必要です。

火薬類の種類の変更は許可が必要です。

以下の書類が必要です。（提出部数：2部）

- (1) 販売営業許可申請書記載事項変更報告書
- (2) 変更を証する書類（代表者の変更は履歴事項全部証明書の写し）

3 保安教育計画認可

販売業者は、規則で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、都道府県知事の認可が必要です。変更するときも同様です。

以下の書類が必要です。(提出部数：2部)

(1)保安教育計画認可申請書

(2)保安教育計画書

4 廃止届

販売営業を廃止する場合は、届出が必要です。

以下の書類が必要です。(提出部数：3部)

販売営業廃止届 (県細則様式)

5 火薬庫の所有(占有)の免除許可申請

製造業者又は販売業者は、もっぱら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しなければならないとされています。

土地の事情等のためやむを得ないとして都道府県知事の許可を受けた場合に限り、火薬庫の所有(占有)が免除されます。

以下の書類が必要です。(提出部数：2部)

(1)火薬庫所有(占有)除外許可申請書

(2)やむを得ない場合に該当することを証する書類